

(注) 下線部が今回新たに追加した箇所

平成 25 年 4 月 2 日 策定
平成 26 年 3 月 14 日 改定
行政改革推進会議

基金シート実施要領（案）

1 基金シートの作成、公表等

(1) 各府省は、補助金や出資等により造成された特定の基金（地方公共団体への補助金等により造成された基金を除く。）を活用し、特定の事業を実施している場合、当該基金の執行状況等について点検を行うとともに、別途内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式にしたがって基金シートを作成し、決算を踏まえ、9月末を目途に公表を行う。

また、各府省は「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示することとする。

(2) 各府省は、地方公共団体への補助金等により造成された基金の執行状況等については、事務局が示す様式にしたがって資料を作成し、10月末を目途に公表を行う。

2 行政改革推進会議による点検等

(1) 行政改革推進会議は、必要に応じ、各府省の公表内容等が十分なものとなっているかについて、チェックを行い、意見を提出するものとする。また、各府省の優れた取組があれば、積極的に評価を行う。これらを通じ、基金シートの作成・公表方法の改善に活用する。

(2) 各府省は、行政改革推進会議からの求めに応じ、同会議に報告等を行うものとする。

(3) 本実施要領のほか、基金シートの作成・公表及び地方公共団体への補助金等により造成された基金の執行状況等の公表等に必要な事項は、事務局から随時提示する。